

## 第47回

# 大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成21年5月20日(水)

大阪市環境局 第1・2会議室

## 開 会 午前10時

### ○山崎事業企画担当課長代理

おはようございます。ただいまから第47回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます、環境局総務部事業企画担当課長代理の山崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議事に先立ちまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

### ○山崎課長代理

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。本審議会委員定数16名のところ、11名のご出席をいただいております。本審議会規則第5条第2項に規定します半数以上の委員のご出席がございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては、藤田会長をお願いいたします。

### ○藤田会長

本日、報道機関等撮影を求めているところがあるかどうか、事務局におうかがいしますがいかがですか。

### ○山崎課長代理

本日は、日報アイビー様がおこしになっております。撮影も求められておりますので、判断をお願いいたします。

### ○藤田会長

それでは、撮影を許可します。ただ、撮影は、審議の妨げにならないよう、ご協力をお願いしたいと思います。

議事次第にしたがいまして、議事に入りたいと思います。

本日は、前回お諮りしましたように、最終の答申について審議いたします。事務局から答申の原案が示されております。事前に各委員にもご覧いただいているかと思いますが、改めて事務局からご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## ○深津事業企画担当課長

皆様のお手元にお配りしております「答申（案）」をまずご覧いただきたいと思ます。

この「答申（案）」、標題に2本、諮問の内容が並んでおりますが、平成20年7月に諮問させていただきました「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」と、平成20年11月に緊急諮問という形で諮問させていただきました「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策」について、1本での答申という形でさせていただいております。それぞれ別の諮問でございますが、後の緊急諮問が出てまいりまして、その審議内容が重複するため、2つの諮問を一括して審議・答申するという形で進めておりましたので、このような形の標題にしております。

次のページ、まず目次をご覧いただきたいと思ます。今回の答申の構成でございますが、まず「はじめに」がございまして、次に「緊急諮問の背景」を若干説明しております。それから、「審議の経過」がありまして、4番目に「当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策」の中間答申について概要を載せております。

5番目が、今回の中心になりますが、「中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策」についてということで、大きく分けまして2本掲げております。1本は、中・長期的に実施等すべき施策と今後の研究課題で、具体の施策について述べております。2つ目は、ごみ処理手数料のあり方について。前回の部会報告を踏まえまして、ごみ処理手数料についての答申（案）を書かせていただいております。最後に、「ごみ減量目標値について」という構成になっております。

資料としましては、それぞれこれまでの諮問内容、それから中間答申、もう1つ、「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」ということで、我々がつくっております政策を示したビジョンの抜粋を付けております。それと、手数料あり方検討部会の報告を入れているという構成になっております。

それでは、1ページ目からご説明させていただきたいと思ます。

まず、「はじめに」でございますが、1段落目は、大阪市では3R、とりわけ優先課題とされる2Rの取り組みを中心に、上流対策を積極的に施策を進めてきた。その結果、平成19年度のごみ処理量が約148万トンで、現在の基本計画の目標年次、平成22年度の目標量約147万トンをはほぼ達成する状況になっているということでございます。

2段落目。一方、大阪市の財政的な状況の問題もございまして、ごみ処理コストの低

減が喫緊の課題となっております。その中で、焼却工場のあり方についても多角的な観点からの検討が求められている。より一層のごみ減量・リサイクルに向けた取り組み、それから新たなごみ減量目標値の早急な検討が必要となっております。

3段落目は、地球温暖化、天然資源の枯渇などといった地球規模での環境問題が社会的に大きくクローズアップされている中で、持続可能な循環型社会の形成も重要な課題になっているということでございます。

こういう背景を受けまして、今回、答申をいただくわけですが、最終段落では、本答申の趣旨を十分踏まえて実効ある取り組みを進められて、ごみ減量・リサイクルをより一層促進し、よりよい大阪の環境づくりの一助とされることを期待するというところで締めさせていただきます。

次に、2ページ、「緊急諮問の背景」でございます。こちらは、中間答申にも同じ文言を載せておりましたが、大阪市の財政が危機的状況にあつて、廃棄物処理事業についても、これまで以上のコスト削減、効率化が求められている。そういった状況の中で、特に将来に向かってあるべき焼却工場の整備・配置計画について議論が行われておまして、平成20年4月から学識経験者を中心に「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会」が設けられ、環境・廃棄物行政のみならず、地方財政、交通計画、都市計画といった幅広い観点から検討が行われてきたところでございます。

3段落目。この検討委員会につきましては、8月7日、平松市長より森之宮工場の建替計画の凍結表明がされたのを受けまして、9月17日、新たなごみ減量の目標値等が示されるまで審議を中断ということになっております。こういった経過を受けて今回の審議が始まったという背景を書かせていただいております。

3ページ、「審議の経過」でございます。まず、1段落目に書いてございますのは、7月18日に「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」ということで諮問をさせていただきました。この中で、特に「ごみ処理手数料体系のあり方」を議論する必要がございました。この問題につきましては、専門的知識を要する問題であること、それから客観的かつ学術的な検討を効率的に行う必要があるということで、「手数料あり方検討部会」を設置いたしまして、9月8日から審議を行ってきたということでございます。

そうした中、20年11月7日、市長の森之宮工場建替計画の凍結発言、それから検討委員会の中断等の状況を受けまして、「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策」に

ついて緊急諮問が行われました。この緊急諮問の扱いにつきましては、21年度に一部施策について予算化する必要がございまして、1月22日、「当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策」ということで、中間答申という形で一部いただいております。

一方、手数料の検討部会につきましては、前回4月28日の第46回推進審議会で、「ごみ処理手数料のあり方について」という部会報告をいただき、それに基づいてご審議いただいたところでございます。

いずれにいたしましても、本推進審議会は、中間答申、それから「ごみ処理手数料のあり方について」といった先行内容を踏まえて、これまで7回にわたる審議内容を総括して本答申をまとめてきたという経過を書かせていただいております。以上が「審議の経過」でございます。

次に、4ページ、まず中間答申について書かせていただいております。1月22日の中間答申の提言内容につきましては、大阪市が2月に公表いたしました「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」という形で施策が具体化されて、今現在進んでいるということを書いております。

以下、この中間答申の基本的な考え方等については、中間答申の内容そのままを抜粋して概要を書いておりますので、内容については今回省略したいと思います。7ページの「(3)減量目標」について一言だけ触れさせていただきます。中間答申の際、「ごみ処理量 130万トン台前半」という目標値をご提案いただきました。これは、具体の施策効果の積み上げという形でいったんいただいたということでございます。8ページでございますが、その達成時期につきましては、施策のリバウンド効果等を見極める必要があります。「施策の実施後3年から5年」ということで答申をいただいたところでございます。

ここには書いてございませんが、これを受けまして大阪市としましては、「政策推進ビジョン」の中で平成23年度までに130万トンのごみ減量を目標とすることを掲げたということでございます。これまでが中間答申の内容でございます。

9ページ、そういった経過を受けまして、今回、「中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策」について、「答申(案)」を書かせていただいております。先ほども申し上げましたように、大きく2つの側面から検討を行っております。1つは、施策的な中身でございまして、「(1)中・長期的に実施等すべき施策と今後の研究課題」ということでまとめております。

①中・長期的に実施等すべき施策について（資源化ルートへの誘導について）。大阪市につきましては、まだ多くの資源化可能な紙類などの資源物が焼却工場に搬入されていると考えられております。そのうち、家庭系ごみにつきましては、中間答申でもご議論いただきましたように、資源化を促進するさまざまな施策が具体化されておりますけれども、事業系ごみ、特に中小規模事業者から排出されます資源化物の取り組みにつきましては、必ずしも十分な状況とは言えないということでございます。そういったことから、審議会としましては、中・長期的に実施または具体的な検討が行われるよう要請するということで、具体の施策の案を並べております。

ア、リサイクル情報の収集・提供機能の充実。これにつきましては、再生資源業者の実態を大阪市が十分に把握した上での話でございますけれども、中小事業者の方々がリサイクルを進めるに当たって、より有効有益な情報収集を行う。それと、情報発信機能の拡充を図りまして、的確に情報をお伝えすることが大事であるということでございます。

イ、中小規模事業者に対するモデル的事業の検討。これまで商店街等地域的なまとまりを中心にこういった事業を考えておりましたが、例えば同業組合、それからビルの管理会社の単位といった新たな単位も視野に入れまして、中小規模事業者を主体とした古紙共同回収のモデル的な事業といったものも検討してはどうかということでございます。

ウ、業界団体等に対するごみ減量の働きかけ。資源化可能物、特に紙ごみの排出量が多い業界等の実態把握、この審議会の中でもヒアリングの実施という話が出ておりましたが、そういった形で実態把握を行いますとともに、業種ごとに具体的な取り組み方法、普及啓発の仕方についても検討する必要がある。業種ごとの対応が必要であるということがここに書いてございます。

エ、資源化可能物の焼却工場への搬入禁止。他都市でも、かなりこういった施策がとられている部分がございます。ただ、不法投棄が懸念されますので、搬入禁止措置をとる際には、民間におけるリサイクルルートの整備状況や受入容量等を十分把握した上で、禁止措置なども、検討を行うべきであると書いております。なお書きでは、事業系ごみについて搬入禁止措置をとる場合には、当然家庭系ごみについても同様の措置が必要でございますので、そういった観点も含めて検討していく必要があるということでございます。これが具体的に実施すべき施策でございます。

一方で、②今後の研究課題についても議論がございました。

ア、バイオマスの利用でございます。バイオマスの利活用は、国レベルで研究が盛んに行われておりまして、温室効果ガスの削減に効果があるということでございます。ただ、例えば投入する廃棄物の質、食品の食べ残しなどはこういったものになじまないという話もありますし、生成物の利用方法、できました堆肥の利用等の問題がありまして、引き続き大阪市において研究されたいということでございます。

イ、施策展開における実施単位。施策を実施するに当たりましては、市民、事業者の方々の協力が必要でありますとともに、そういった協力を得ようと思いますと、どうしても施策の効果が目に見える形で実感されるやり方が必要になる。そういう意味では、施策の実施単位を慎重に定めた上で施策展開を図られたいという趣旨でございます。

ウ、プラスチック全般の分別方法とリサイクルのあり方。現行の容器包装リサイクル法は、同一製品、同一素材のプラスチックでありまして、排出場所や用途によりまして法の対象にならない。簡単に言いますと、容器包装に用いられているプラスチックであれば法の対象になってリサイクルが進みますけれども、それ以外のプラスチックは対象になっていないという問題がございます。また、一方、温室効果ガスの削減という観点から申し上げますと、プラスチックごみについては、より一層削減、発生抑制をしていくのが望ましい。大阪市は、他都市との連携等を図りまして、引き続き国に対して要望を行ってほしい。それから、特に2Rに重点を置いた啓発にも努められたいということでございます。これにつきましては、最近、国のほうで、プラスチック全般のリサイクルを進める必要があるということで、法改正等の動きも見られるようでございます。そういったことで、プラスチック全般についても引き続きの検討が必要でございます。

エ、大阪市の特徴を生かした資源の域内循環に向けた取り組み。大阪市は、当然、資源の大きな消費地であると同時に、物の生産地でもありますので、大阪市の特徴を生かした形で域内循環の取り組みができないものかということについて、より一層研究を進めたらどうかということでございます。

オ、ごみ焼却による熱回収の促進について。これまで大阪市でも焼却余熱をエネルギーとして回収・利用することに努めてまいりましたけれども、今後も高効率発電など積極的に余熱利用を図られたいということで、これについても引き続き研究課題として、テーマをいただいているということでございます。

「中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策」の具体的な施策のイメージは、今申し上げたような内容でございます。

10ページ、「(2)ごみ処理手数料のあり方について」。ごみ処理手数料に特化した答申を書かせていただいております。この内容につきましては、前回の審議でご了解いただきました検討部会報告を、本審議会の答申という形で表現を整理しております。ですから、内容、趣旨等は一切変えてございませんが、多少の、てにをは等は変わっております。今回、答申という形でまとめておりますので、前回のご説明と重複いたしますけれども、若干ご説明させていただきたいと思っております。

まず、大阪市のごみ処理手数料につきましては、これまでもこちらの審議会で各種の答申をいただいております。11ページ、そういった背景に加えまして、本市としましては平成18年2月に「市長改革マニフェスト」、それからそれを具体化するための「環境局長改革マニフェスト」をつくっております、その中で、ごみ処理手数料体系全体のあり方とともに、ごみ処理手数料の改定を検討することをお約束しております。その視点としまして、ごみ減量・リサイクルの推進、排出事業者責任の徹底、原価主義、市民への説明責任が大事ですよということを同時に書いております。

大阪市におきましては、事業系ごみの減量対策が緊急性、重要性が高い状況で、ごみ減量・リサイクルを一層推進するためには、経済的インセンティブの活用も含めてごみ処理手数料のあり方を考える必要がある。審議会では、客観的かつ学術的な調査研究のために検討部会を別途設置いたしまして、その検討結果について、以下のような形で4月28日に提言がなされました。

まず、①ごみ処理手数料の現状についてでございます。ごみ処理手数料につきましては、大阪市の条例で定めておりますが、平成4年4月に改正して以降、現在に至っております、17年間据え置かれた状況にあるということでございます。11ページの下には手数料の推移を表で載せております。12ページでございますけれども、そういったことに加えまして、近年、循環型社会の構築に向けた3Rの推進、国レベルでのごみ処理の有料化といった方針も示されている中で、手数料体系全般を見直す議論が必要になってきたということでございます。

2段落目、特に排出事業者から徴収しておりますごみ処理手数料のうち、焼却と埋立に関する処分手数料につきましては、実際にかかっている処理コストからは大きく乖離している。10kgたりの処分手数料は、現在58円でございます、一方、大阪市の平成19

年度の処分原価は10kg当たり 117円で、原価と大きく乖離しているということでございます。図1を見ていただきますと、政令都市の平均 118円の概ね半分でございます、他都市と比べて安価な状況でございます。排出事業者責任の徹底、それから受益と負担の公平性の確保といった観点から検討が必要ではないかということを書いております。

13ページ、大阪市の条例による規定では、収集にかかる手数料は、家庭系・事業系の区別はなく、収集の頻度、例えば定日収集、毎日収集といったようなこと、それから1日平均の排出量が10kg以上かどうかといったことによって金額が定められているという状況になっております。そのため問題となりますのは、本来、排出事業者の方々に処理責任がある事業系のごみについても、1日平均の排出量が10kg未満であれば、週2回の定日収集である限りは、直営によって無料で収集されている現状がございます。

②ごみ処理手数料の課題でございます。

ア、適正なごみ処理手数料について、考え方を整理しております。ごみ処理手数料の基準といたしましては、ごみ処理原価に基づく金額と、これを基本としつつ政策的な金額の加減（ごみ処理原価± $\alpha$ ）を行うことが考えられますが、例えば平成19年のごみ処理原価をそのまま当てはめると、非常に大きな手数料改定額となります。ごみ処理原価を基本に手数料を設定する場合は、排出事業者の理解を得るために、大阪市はコスト削減に向けた努力が要りますよということが書かれております。

14ページ、処分手数料の改定によるごみ減量効果につきましては、他都市の実施状況を見ますと、手数料改定と同時に資源化可能物の搬入禁止、それから指定袋制度の導入など、何らかの減量施策を並行的に実施している都市では大きな減量効果が見られるということでございます。表3を見ていただきますと、改定率(E欄)とごみ量前後比較、減量効果が必ずしもリンクしない。改定率が高ければ、それだけごみ減量の効果が高いかと言うと、必ずしもそうは言えない。ただ、手数料の改定と同時にさまざまな施策を打つことによって減量効果が飛躍的に伸びているのかなど、この表から読み取っております。

イ、処分手数料の徴収。現在の手数料の徴収方法等について書いております。15ページを見ていただきますと、現在、図3にございますように、大阪市が受け取る処分手数料は、排出事業者から直接大阪市の払われるという形にはなっておりません、許可業者から間接的に支払われている。排出事業者は、許可業者と収集契約を結んで委託料を払われるのですが、大阪市が取っております処分手数料については、許可業者から大阪

市に納めていただいている。間接的な支払いという形になっているということでございます。

現行の手数料徴収方法では、排出事業者が収集運搬を委託する場合に負担すべき処分手数料がなかなかわかりにくく、排出段階での減量努力の促進に結びつきにくいといった問題点があると書いております。こういった問題を解決するため、他都市では、袋価格に処分手数料を上乗せした有料指定袋制度を導入している例があるということでございます。有料指定袋制度の仕組みとしまして、一つの例示でございませうけれども、図4に掲げております。これは、排出事業者が指定袋を販売店から購入される。その購入された際に処分手数料を負担いただくという形になっておりまして、排出事業者に直接訴える形で制度が組まれると考えております。

16ページ、有料指定袋制度につきましては、排出事業者が負担される処分料金の明確化、ごみ減量に対する意識づけの促進といったメリットが考えられますが、一方で、指定袋の使用が困難な排出事業者の取り扱い。例えば袋に入れるのが難しい物もあるということ。それから、許可業者が収集しておられますアパート・マンションは、本来家庭系のごみですが、それについてどうするのか。こういったものの取り扱いについて具体的な検討が必要であると書いてございます。

17ページ、ウ、排出量の認定基準。条例に定めております手数料の算定は、基本的には重量、大阪市では10kgごとという形で定めておりますが、実際、収集時にごみの重量を計ることは困難で、袋の形で出されているのが実態であろうと考えております。大阪市では「ごみ等有料事務取扱要領」を持っておりまして、ごみ袋の容量を重量に換算する重量換算値を平均比重3分の1と定めております。例えば45リットの袋1個は15kgという形で手数料の認定を行っているところでございます。

図6は、その具体的な表記を一部抜粋して書いております。「ごみ等有料処理事務取扱要領」は、昭和47年に定めました要領でございませうけれども、平均比重3分の1として算出する。具体的には、ポリ容器45リットル=15kgを基準として処理量を認定するという規定がございませう。こういったことでこれまでやってまいりましたが、この換算値は、最近のごみ質の変化に伴いまして、実態と乖離が大きくなっているのではないかと。実際の重量とごみ袋の重量換算に基づく重量との間に差が出ているということでございます。

他都市の状況を調べますと、18ページでございませうが、平均比重 0.2程度という考え

方で処理をされているところが多いということでございます。このへんのところも本市として参考にしていく必要があると考えております。

エ、無料収集の範囲。大阪市における直営のごみ収集は、家庭系・事業系にかかわらず、1日の平均排出量が10kg未満の場合、定日収集であれば無料で収集している。1日の平均排出量が10kg未満事業所については、排出事業者責任の徹底、それからごみ減量の促進といった観点から、廃止についても検討を行う必要があるということでございます。

その際に課題となりますのは、図7でございますが、住居併設型の事業所が大阪市内に推計で37,000件程度ございまして、これらの事業所につきましては、実質的に家庭系ごみと事業系ごみの区分が難しいと推測されますことから、その取り扱いについても検討を要するというを書かせていただいております。

こういった現状なり課題を踏まえまして、審議会としての答申の中身は、次の19ページからになります。

ア、原価を反映した手数料の設定。繰り返しになって恐縮ですが、排出事業者責任の徹底、それから適正な処理費用負担を求めるということが原則でございまして、ごみ処理原価を基本として、ごみ収集サービスの提供から受ける利益や施策の効果等を総合的に勘案して、手数料は設定されるべきであるという結論をいただいております。一方で、手数料にごみ処理原価を反映して受益者に対して応分の負担を求めるためには、大阪市においても事業の一層の効率化を図り、経費の節減に努めることが肝要である。単純に原価をそのまま適用して「こうですよ」ということにはならないでしょうということを、19ページの最後に書かせていただいております。

次に、20ページでございます。イ、処分手数料を上乗せした有料指定袋制度の検討。現行のごみ処理手数料の仕組みについては、排出事業者の間接的な負担ということから、排出事業者責任の徹底、ごみ減量の観点から見てさまざまな問題があるという認識でございます。3段落目、有料指定袋制度が1つ考えられるわけですが、有料指定袋制度は、排出事業者がごみ処理手数料を直接負担する方式でございますので、ごみ減量に向けた意識の向上に資するという、それからごみの適正区分、適正処理を促す効果が期待できるということが書いてございます。しかも、4段落目、すでに導入している他都市におきましては比較的大きな減量効果が確認されておりまして、ごみ減量に有効な手法と考えられますので、今後、大阪市がごみ処理手数料のあり方を考える際に、有

料指定袋制度について具体的な検討が進められるべきであるという提言をいただいております。

なお、有料指定袋制度につきましては、指定袋による排出が困難な場合がございますが、制度上一定の例外措置を設ける必要もございますけれども、審議会といたしましては、例外措置はできるだけ少なく、要はわかりやすい単純明快なシステムにするべきで、例外措置は必要最小限にとどめるべきであるというご意見をいただいております。なお書きでございますけれども、有料指定袋の実施になりますと、これまでのごみ処理手数料の制度を大きく変更することになりますので、排出事業者、許可業者の方々に対しまして、当該制度の周知徹底に努めないといけないことと、啓発指導をより一層強化していく必要があるということを書き添えていただいております。

ウ、手数料の基準変更。容量を重量に換算するための重量換算値については、21ページ、平均比重を3分の1としてやってきておりますが、近年、ごみ質の変化等に伴いまして実態が違ってきているということで、見直しが必要になっております。大阪市における今までのいろいろな調査や他都市の状況等も勘案しまして、平均比重は当面0.2程度とするのが妥当ではないかと書いております。ただ、この0.2につきましても、今後、ごみ減量が進みますと状況が変わることが予想されますので、不断に排出実態等の調査を行って把握に努め、必要に応じて係数の見直しを順次やっていくべきだということでございます。

エ、事業系ごみにかかる10kg未満無料規定の見直し。排出事業者責任の徹底、受益と負担の公平性といったことから申し上げますと、排出量にかかわらず、事業系ごみは有料収集であろうということで、平均排出日量10kg未満事業所のごみの無料収集という現在の制度についても、見直しを検討すべきであるというご提言でございます。また、住居併設の事業所の取り扱いについても、排出事業者責任の徹底から申し上げますと、事業者の責務として家庭系のごみと事業系のごみを明確に分離して排出するように促す必要があるということを書き添えてございます。

オ、許可業者が収集するアパート・マンションの取り扱い。アパート・マンションにつきましては、有料であっても毎日収集を望む声が多く、アパート・マンションの方々のご意思に基づきまして有料で処理する選択を認めておりますが、その考え方についても、いつでもごみが出せる状況が生まれることは、ごみ減量の観点からはあまり好ましくないということで、ごみ減量・分別の促進の観点から、できるだけ定日収集をする。

分別収集についても、引き続き努力をお願いする。大阪市もそういう協力を求める必要があるということを書いております。

22ページでございますが、有料指定袋を導入した場合、アパート・マンションの取り扱いが大きな課題になるわけですが、あくまでもアパート・マンションにつきましては家庭系のごみでございます、処理責任は大阪市でございます。事業系ごみについて有料指定袋制度に移行する場合であっても、原則、アパート・マンションについては指定袋制度の対象外とすべきであるというご提言でございます。ただ、こういうふうに取り扱いますと、どうしても事業系ごみとの混入、便乗排出といった問題が生じますので、これを未然に防止する方策について検討が必要ですよということがなお書きで書かれております。

カ、その他の留意点としましては、ごみ処理手数料の値上げ、有料指定袋制度を実施した他都市では、不法投棄の増加、それから減量後のリバウンドがある。適正な手数料の設定をしておかないと、すぐにリバウンドが見られますよといった指摘がございます。大阪市としても、今後施策を進めていくに当たっては、そういったことも念頭に置いて、総合的な見地から検討が必要であるということをもとめております。

④おわりに。付言が3つございます。1つは、今回のごみ処理手数料のあり方の検討は、ごみ減量・リサイクルの促進が主たる目的でございます、あくまでも排出事業者に対してごみの減量・リサイクルに取り組むきっかけ、インセンティブを与えるために実施するものであるということを確認しておきたい。大阪市の財政状況は悪うございますけれども、そういった観点からではなくて、ごみ減量・リサイクルという観点から手数料のあり方を検討すべきと言っているということでございます。

2つ目は、ごみ処理手数料の改定については、ごみ減量の有効な一方策でございますけれども、他の施策との併用によって相乗的な効果が得られることが見てとれますので、今後、排出事業者がごみ減量・リサイクル、さらには適正処理を進めるために、リサイクルルートの確保をはじめとした環境整備が当然必要になります。その点についても、行政として十分に配慮する必要があるということを書いております。

最後に、有料指定袋制度を導入する場合は、手数料徴収に係るこれまでの仕組みを大きく変更することになりますので、当然のことでございますけれども、制度変更の周知・啓発に当たっては、これまで以上にきめ細かく丁寧な対応が必要であろうということで、3つの付言がされております。手数料につきましては、前回の部会報告を踏まえ

まして、こういった形での答申内容としてまとめさせていただいております。

23ページ、「ごみ減量の目標値について」。まず、中間答申の内容、それから「政策推進ビジョン」で、平成23年度のごみ処理量について、平成19年度の約148万トンから18万トン減量いたしまして130万トンとする目標を定めてございます。内訳としましては、家庭系のごみが約39万トン。「政策推進ビジョン」の施策につきましては、家庭系ごみを大体13万トン減らして39万トンに持っていく。事業系ごみにつきましては、5万トンと少なかったですが、5万トンという減量施策をこの中で打って、89万トンまで減量目標ということで、とりあえずの目標として130万トンを定めているということでございます。

こういった「政策推進ビジョン」の推進等によりまして、家庭系ごみについては、他の政令指定都市との比較においても一定の水準（ごみ減量）が達成できていると我々は考えております。一方で、事業系ごみについては、より実効性のある減量施策の積極的な展開が引き続き必要という認識でございます。そういった観点から、この答申におきまして、ごみ処理手数料の改定とそれに合わせて実施する減量施策、例えば有料指定袋製の導入とか資源化可能物の焼却工場への搬入禁止といった減量施策の早急な検討、実施を提言するものであるけれども、それらの施策の効果は、大阪市が一体いくらに手数料を設定するのか、いつから実施するのかといったことに大きく左右されますので、現時点で適切に見込むことは難しいという言葉にさせていただいております。

ただ、目標値を定めないということにはなりませんので、本推進審議会としましては、まずイメージとしまして、事業系ごみを他の政令指定都市並みのごみ量まで減量する。他の政令指定都市並みになれという目標を設定しまして、中・長期的なごみ減量目標値について、焼却量120万トン以下とするように提言することを考えております。

もう1点、審議施策の実施に当たっては、きめ細かく丁寧な対応が要ということ、また現下の社会経済状況等も総合的に考慮する必要がございますけれども、一方で、ごみ減量は大阪市の喫緊の課題でございますので、目標値の達成時期については、通常、中・長期的なものとしては10年間というイメージになりますが、できるだけ前倒して実施されるように期待するという提言内容をまとめさせていただいております。

今回の答申内容については以上でございますが、具体の説明につきましては、別途お配りしております「参考資料」をご覧くださいと思います。

「ごみ減量目標値について」。この表は、環境省が毎年まとめておりますごみの排出

量ベースの比較でございます。これは、新聞等で用いられる場合がございます、一般的にこういった形で「どことこの都市がごみが多い」とか「少ない」ということが言われることが多くございます。

これを見ていただきますと、大阪市は、事業系ごみの占める割合が6対4で高い。他都市とは違った状況にある。常住人口、要は夜間人口1人1日当たりのごみ量が他都市と比べて多いということで、左端を見ていただきますと、家庭系、事業系を合わせたごみ総量ベースで、18年度、大阪市は1人1日当たり1,700g、政令指定都市の平均が1,250gで、突出して多いというイメージが出ております。ただ、内訳を見ますと、家庭系ごみについては、他都市平均を若干下回り、概ね他都市並みとなっております。

これが環境省の出している数字でございますけれども、家庭系ごみは、資源物の収集も含めた排出量、我々が今求めている処理量ではなくて排出量ベースになっているということ、それからアパ・マンの取り扱い、本市が直接収集しております公共施設などと同じように、事業系・家庭系の区分も都市によって考え方がいろいろございますので、一概にこの表が実態をあらわしているものではなく、評価が難しい部分がございます。それにしても、家庭系は大阪市はそれほど多くないということが見てとれるのではないかと。

先ほども「答申」の中で書きましたように、事業系のごみについて、他都市並みのごみ量まで減量することを目標として定めてはどうかと考えております。中間答申の場合は、施策効果の積み上げ、しかも家庭系に重点があったということで、130万トンを決めさせていただいておりますが、今回の最終答申につきましては、単純な積み上げではなくて、その理念、考え方が必要になってくるということで、努力目標としての設定がどうしても必要となる。しかも、事業系のごみ減量に重点を置いた目標設定が必要になるであろうと私どもは考えております。 0

先ほど申し上げました120万トンの目安は、非常に単純でございますが、家庭系・事業系とも常住人口ベースで指定都市の平均が1,250gでございますので、これに大阪市の人口263万人と365日をかけますと、ちょうど120万トンという数字が出てまいります。ただし、家庭系ごみが排出量ベースになっているとか、いろいろな問題がありますけれども、総量のイメージとしまして120万トンはこういうことから弾いております。

ただ、家庭系については、一定、基準をクリアーしていると考えますと、事業系ごみの減量施策を考える必要がございます。事業系ごみについては、右から2つ目、常住人

口1人当たりで見ますと、どうしても大阪市が突出して多い形になりますので、何か正  
当に評価する指標がないかと考えております。大阪市としましては、右端でございます  
が、1事業所当たりのごみ量で他都市と比較するというところで考えたいと思ってお  
ります。

そういうことで見ますと、指定都市の平均は、1事業所1日当たり10,194gになりま  
す。大阪市は13,057gで、平均との差が2,900g程度でございますので、これに事業所20  
万と365日をかけますと、20~21万トンぐらいの減量が必要でございます。これは18年  
度のデータでございまして、18年度の大阪市の事業系ごみが96万トンございますから、  
ここから20万トンないし21万トンを減量する。家庭系のごみは、「推進ビジョン」でお  
示ししている39万トンとして、足し上げますと大体117~116万トンぐらいの数字が出  
てまいります。これはまだ事務局の試算でございまして、いろんな見方があると思っ  
ております。

いずれにしましても、目指すべきは、今現在のワーストワンといった状況から脱しま  
して、最終的な目標はもっと低いところにあるのかもわかりませんが、少なくとも他の  
指定都市並みのごみ減量を図るということを考えまして、120万トン以下ということで  
ご答申をいただきまして、それに基づいて我々としては具体的な数値を定めさせていただ  
ければと考えているところでございます。

もう1点、お断りさせていただきますが、実は前回の審議会の中で20年度のごみ量の  
速報値をお知らせしたいと申し上げていたのですが、データの処理、整理に思いのほか  
時間がかかっておりまして、本日、お知らせすることができなくなっております。まこ  
とに申し訳ございません。ただ、担当から聞いているところでは、20年度のごみ量は  
130万トン台にはなるであろうと。平成19年が148万トンでございますから、130万ト  
ン台になるであろうということについては、ほぼ確かなようでございます。それからど  
の程度減量が進んでいくのか、平成19年の148万トンから10万トン以上の減量となるの  
か否かといったことの推移を、現在確認している状況でございます。本日、速報値をお  
知らせすることができませんで申し訳ございませんが、そういったことでご容赦いただ  
きたいと思っております。

いずれにいたしましても、「答申」の23ページに書かせていただいておりますように、  
とりあえず他都市並みを目標にするというイメージで120万トン以下、それから10年間  
についても、できるだけ短縮した考え方で前倒しを図るということで、「答申(案)」

としていただければと考えております。以上でございます。

#### ○藤田会長

ただいま事務局から、23ページに書いてありますように、ごみ減量目標値ということで、今後10年間、ただし前倒しで達成したいという希望を込めまして120万トン以下という、努力目標ですけれども、そんなに手の届かない値ではないという数字が提案されました。この審議会でも7回にわたりまして、また部会でもいろいろと検討していただきましたけれども、経済的なインセンティブを使うとか、その他いろんな施策を複合的・相乗的に実施していくことによって、事務局としても何とか達成できそうな目標値であるということも触れられたと思います。

そのほか、この6のところには記載されておられませんけれども、既に前段で説明がありましたように、例えば10kg未満の無料規定とか、許可業者が収集するアパート・マンションの取り扱いなどの整理も当然必要ですし、指定袋の例外の問題も当然出てくると思います。今後、そういうことを実施していくに当たっては、細かい点がいくつも出てくるとは思いますけれども、大きくは10年以内に120万トンということが一つの目標として出されたわけですが、それにつきまして皆様方からのご意見をおうかがいしたいと思います。

深津課長からもご説明がありましたように、平成19年度148万トンが120万トン以下となりますと、現実には今後10年以内に28万トン以上の減量になります。どこかの回で触れられたと思いますが、焼却炉1工場がたぶんこれに相当するか、あるいはそれ以上の減量になるのではないかと思います。そういう意味からも、別途検討しておられます焼却炉の配置等に関しましても非常に大きな影響を及ぼす目標値であると理解できると思います。

市のほうから、欠席されている委員からも何かコメント等をいただいているとお聞きしていますので、その分も少し加えていただいて、それから後、出席委員の中で議論を進めることにしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○深津課長

今回の内容は、市民、事業者の方々に大きな影響を及ぼすということで、本日欠席されている委員の方々からご意見等をお預かりしておりますので、それを先にご披露いたしまして、後ほどご意見をいただくということで進めさせていただきたいと思います。事務局から、ご説明します。

## ○山崎課長代理

私からご紹介させていただきます。ご意見等は、松本委員と宮川委員、お2人からいただいております。

松本委員のご意見等でございますが、大きくは2点、無料規定の見直しとごみ処理手数料についてでございます。

1点目は、事業系ごみにかかる10kg未満無料規定の見直しについてでございます。資料「答申（案）」21ページ中段、「エ」の項に記載しておりますが、ご意見の内容は、排出者責任の徹底、他都市での状況から、無料収集の見直しの検討が必要であるという趨勢であるが、配慮が必要な内容として、2つ。

「1つは、住居併設事業所を含む10kg未満の少量排出事業者の他都市における現状や課題について十分に情報収集と分析を行った上で、有料化への切り替え当初における事業者への影響を最小限にとどめるような導入方法、例えば制度導入当初の段階的な手数料の引き上げ措置や、『粗大ごみ処理手数料券』のようにコンビニエンスストアや郵便局等で手数料の支払いを可能とするなどを検討すべきである。そのほうが当該事業者の理解、協力も得やすい。2つ目は、事業者に対して新たな規制をかけることによるため、事業者の取り組みの増加コスト（投入）がごみ減量という成果に結びついていることが見える工夫も必要である」とのご意見でございます。

2点目でございますが、原価を反映したごみ処理手数料の設定についてでございます。資料「答申（案）」の19ページ上段、「ア」の項に記載しております。

ご意見の内容は、「大阪市における現在のごみ処理手数料が政令指定都市の中では相対的に安価であることを、むしろ優位性としてとらえる発想も必要ではないか。今般の緊急諮問について、森之宮工場建替計画の凍結による新たなごみ減量・リサイクル施策の検討が行われてきたが、大阪市として、今後も住民や外資も含めた事業所増加による活性化を目指すのであれば、ごみの減量を推進しながらも、焼却工場における一定の処理能力を維持することも不可欠であると考え。そこで、市民の理解を得る努力を重ねた上で、処理能力に応じて近隣自治体のごみ処理を請け負い、その処理手数料収入を市内事業者の処理手数料抑制に充当するアイデアも検討に値する。そうした新しい都市経営の考え方を持つほうが大阪市の経済活性化に結びつく。森之宮工場の建て替えや改修を実施する場合は、処理能力の高さとともに、熱回収等を含む環境にも配慮した最先端の設備を導入し、他都市の模範となるような全国一の省エネ型工場にすれば、市民の理

解も得やすい。また、大阪市のごみ発電等によるCO<sub>2</sub>削減効果の算定においてはkWh当たり0.69kgCO<sub>2</sub>の係数を用いること等により、適正な環境負荷低減効果を評価することができると考えている」。以上のようなご意見をいただきました。

宮川委員からは、今回の答申全般にかかわり、いただいております。

1点目は、「指定袋制の導入は、事業者の立場からすると、ごみを実際に計らなくても袋でごみ量がわかることになり、『焼却量の見える化』となる。不法投棄につながる可能性が懸念されるが、リサイクルできるものはリサイクルし、極力ごみを減らす傾向になると思う。また、指定袋制の導入に当たっては、いわゆる10kg未満事業所やアパート・マンションの取り扱いを解決して移行したほうがよい」との意見でございます。

2点目でございますが、「手数料の値上げと指定袋制度の導入は、同時スタートしたほうが望ましい。先に値上げをして、後から指定袋制度の導入となると、事業者としてはコスト負担の増加感だけが残ってしまう」とのご意見をいただきました。以上でございます。

#### ○藤田会長

お二方から書面でご意見、コメントをいただきましたけれども、1つは、同じ方向のご意見でございますが、全体としては指定袋制度の導入は必要であるということでございますけれども、やはりきめの細かさが必要であるということ。それから、指定袋制度を行うのであれば、手数料の改定と同時に行うべきであるというご意見をいただきました。

そのほか、松本委員の焼却炉の問題につきましては、非常に微妙なところも含まれていると思いますが、これはごみ減量の審議会としましては参考にお聞きすることにしたと思います。

それでは、今のお二人のご意見に対しまして、事務局から何かコメント等ございますでしょうか。

#### ○深津課長

特にございませんが、それぞれ貴重なご意見として賜っておきたいと考えております。

#### ○藤田会長

それでは、委員の皆様から活発なご意見をいただきたいと思います。

私の心づもりでは、たくさんのご意見が出て、修正ということになるかどうかは別と

しましても、何らかの文言の訂正等があるようであれば、また1回設けたいと思いますし、何度もやり取りをして見ていただいているので、大筋この方向でよろしいということで、小さな修正等で済まされるようであれば、本日で終了としたいと思っております。

## ○村田副会長

3つ4つあるのですけれども、1つは用語法の問題。23ページの下から2行目、「出来るだけ」と書いてありますけど、これは漢字を書かないというのが普通用語なんです。

それと、22ページの④「おわりに」にある、○ですけれども、○の一番上の「確認しておきたい」というのは、審議会の意見ですね。だれが主語かということを確認したいんです。○の2番目、「十分配慮する必要がある」というのは、審議会が大阪市に対してこう言っているということなんです。○の3番目、「丁寧な対応が必要である」というのは、審議会が大阪市に対して言っているのですけど、だれに対しての丁寧な対応か、許可業者さんなのか排出事業者さんなのか、あるいは両方含めてなのか、ちょっとわかりにくい。

それから、これは答申文全体ですけど、大体抑制的に非常に優秀な答案という感じが私はしています。審議会がつくったことになっているのですけど、事務局がうまいことつくってくれたかなという感じです。ただ、抑制的でね。先ほど松本先生からかなり新たな意見もありましたけど。

それと、文章の用語法ですけど、「など」という言葉が漢字の部分とひらがなの部分がありまして、それがどういう原則で使い分けられているのか、さっぱりわかりません。普通名詞の時は漢字で書いて、動詞的な用語の時は「など」とひらがなで書いてあるのかなという感じですけど、統一されているかどうか再確認してください。

もう1つ、これも用語法というか文章の構成の問題ですが、16ページの有料指定袋制度。「有料指定袋制度への移行については、(中略)慎重な検討を求める意見があった」。この「意見があった」というのは、審議会の意見でしょうか。あるいは、ヒアリングで業者さんのご意見に確かにそういうのがあったのですけど、業者さんの意見なのかということ。「検討部会における許可業者からのヒアリングにおいても」と書いてあるから、許可業者さんなんですね。この中で、「指定袋での排出が難しい」と。排出が難しいのは、むしろ排出事業者さんですか、収集業者さんですか。収集に行った時に

排出が難しい廃棄物だなという感じのご意見を言われたと思いますけれども。

それから、「有料指定袋制度への移行は、従来のごみの排出方法や契約方法に大きな変更をもたらす」というのは、許可業者さんがヒアリングでおっしゃったんですよね。確かにそのとおりだなという話もあったのですけれども、「審議会は同意見ですよ」ということではなくて、ここは全部許可業者さんのご意見でしょうかということです。

「慎重な検討を」というのは、審議会でそう言う先生もあつたし、「そうじゃないよ、原則的に」と言う先生もあつた。主体を明確にする必要があるのではないか。これは肝心なところですね。指定袋を導入するのが審議会の意見なのか、あるいは業者さんがそう言っているから「なるほどね」という話なのかということです。

そのほか、私の個人的な意見ですけど、ごみゼロリーダーの機能ということですね。事務局案がそのまま答申に通っていますが、本件は主として事業系の一般廃棄物ですが、ごみゼロリーダーさんもそこへ何かのかかわり方をする。いわゆる有料指定袋を普及させることになったら、リーダーさんも事業者の中に。そうなるとごみゼロリーダーの組織の見直しということも含めるべきで、これは私としてはちょっと残念かなという感じがしているんです。

それから、この参考資料は答申に添付されるわけですか。

#### ○深津課長

はい。

#### ○村田副会長

これ、私はちょっと嫌な表だと思うんですよね。先ほどもご指摘がありましたとおり、常住人口当たりの事業系ごみは大阪が高い。むしろ出すのだったら、昼間人口で割っていただけると。これ、大阪市にとっては変な資料かなという感じがするんですけど、いかがでしょうか。

#### ○藤田会長

1つは、意見、あるいは「考える」とか「望ましい」とかいうことを含めて、主語をしっかりと見ていただきたいということで、これはたぶん文章が一人歩きしてしまう可能性がありますので、そのへんのところをご注意願いたいということですね。

#### ○村田副会長

そうですね。

### ○藤田会長

これは、事務局のほうでしっかりとやっていただければと思います。

もう1点は、ごみゼロリーダーですね。事務局としても、どちらかと言うと家庭系ごみの指導という意識でつくられた制度だと思えますけど、それを、例えば住居併設の事業系のあたりにまで少し活動を広げることができるのであれば、そういうことも連携強化の中には入ってくるのかなと思うんですけども、そのへんはいかがでしょうか。

### ○深津課長

今、会長からございましたように、本来、ごみゼロリーダーは、家庭系ごみの減量施策ということで考えているところがございます。ただ、ご指摘がありました住居併設型となりますと、当然、そちらのほうの指導については、既にごみゼロリーダーが当たっている部分もあります。ただ、本格的に事業系の部分に関与していくとなりますと、やはり制度的な見直しを根本的にやらないとできないのかなと考えておりますので、ご意見をおうかがいしまして、我々としても研究してみたいと思います。

### ○藤田会長

あと1点、ごみ減量目標値の常住人口、昼間人口と夜間人口ということですけど、これは統計上はいつも夜間人口でやらざるを得ないから、こんなものかなと思いますが。あまり気にせず、「うちは昼間人口が多いんです」というぐらいで、さらりと受け流してもいいのではないかなという気はしますけど。

そのほか、委員の方々からご意見、コメント等をいただきたいと思います。

### ○小川委員

1つは質問ですけども、有料指定袋制度というのは、前から聞いていたのかもわかりませんが、事業用のごみが対象ですよ。市が直接収集されるケースと、許可業者が収集するケース、両方とも有料指定袋でやるということですかね。そういう意味ですか。

### ○深津課長

そういう趣旨です。

### ○小川委員

ということは、例えば我が社は、ビルの各フロアでごみをだれかが集めて、ある場所に持って行って、許可業者に渡して収集してますよね。それを有料指定袋に詰め換えるという作業がどこかで発生するわけですね。その負担を事業者に強いるということで

すよね。

それから、実際に有料指定袋を使わない排出事業者があった場合に、どういうチェックがかかるんですか。収集される車そのものは、袋を積んだまま行くのか、それをどこかでばらけて市の処理場に持って行くのか、おそらくいろんなケースがあると思うんですけど、市ではそれが把握できるかできないかという問題がありますよね。そのへんは どういうお考えですか。

#### ○松本事業改革担当課長

有料指定袋の例外規定ということで考えられるケースが、今ご指摘の点かなと思います。基本的には、有料指定袋ということになれば、そこに入れていただく。焼却工場への搬入になりますので、そこでのチェックは可能かなと。ただ、例外規定をどこまでやるかは、まだ具体的になっておりませんが、例外規定については指定袋を使わないケースが出てくるかと思っています。

#### ○小川委員

積み込んだものは、指定袋のまま焼却場に持っていければいいですけど、持っていけないケースが実際問題いっぱいありますよね。パッカー車みたいなものだと、ぐちゃぐちゃになってしまったり、目で袋に入っているかどうか確認できないでしょう？そういうものについては、どういうお考えなんですかね。

#### ○村上家庭系ごみ減量担当課長

一応パッカー車を使いますが、確かに袋が破れるというケースはございます。そしたら、完全に破れてごちゃごちゃになっているのかと言うと、そうではないんです。やっぱりある程度残っています。確かに破れている分もあるんですけどね。そうすると、工場で全体検査をやった時に、破れたのだったら破れた状態で何袋あったのか、それにかかわってのごみ量がどれくらいあったのかということから、概ねこれが袋に入っていて、パッカー車の中で一部割れたということは推定が成り立つ。破れた袋もほとんどない、ごみだけがあるということだったら、明らかに袋を使用していない。有料指定袋を導入して、その袋を使用せずに持ってこられたということであれば、「搬入はできません。お帰りください」ということになるかと思っています。

#### ○小川委員

そういうことはある程度チェックできるということなんですかね。

## ○村上課長

はい。

## ○小川委員

わかりました。

## ○花嶋委員

最初に質問ですけれども、先ほど平成20年度の速報値がまだ出ないということだったので、いまだき、たぶんパッカー車で計っているし、それをそろばんで計算しているわけではないですけれども、どのような作業がその後必要で数値が1カ月以上たっても出てこないのかが、ちょっと不思議でした。それと、これから先、市民にも事業者にも

「ごみを減らせ」ということを大きく訴えていくわけですから、どのぐらい減ったかとか、どのぐらい出しているかとかいう結果は、かなり正確に、かつ速く出していくことが重要になるのではないかと思います。

先ほど村田先生から、昼間の人口で割っている数値は大阪市が突出しているというご指摘がありました。大阪市の場合ですと、例えば家庭系の中に事業所からの10kg未満も入っているし、事業系の中に本来家庭系にカウントすべきアパート・マンションも入っている。でも、たぶんこのへんは相殺なのかなという感じだとは思いますが。

あと、公立学校とかお役所、市立のいろいろな施設などがたぶん直営で入っているのではないかと思います。このへんも急には難しいかもしれませんが、しっかりと分けて、なるべく正確な値を速く出していくことによって、自分たちの努力がどういうふうにあらわれるのかがよくわかるのではないかと思います。

例えばGDPとかは、日本全国の値が四半期ごとに確定値ではなく速報値でどんどん出ていますけれども、そのような形で、確定値には少し時間がかかるとしても、速報値は、例えば焼却工場ごととか、大阪市全体ではなく小さな形でわかるような仕組みを整備される必要があるのではないかなと思いました。

## ○小畑委員

今回の答申について、当面ごみを減量していくという立場では、これでよくまとめられているし、十分だと考えています。ただ、ちょっと大きさに言うと、歴史的に見た場合に、今議論されている事業系ごみについて、このまま現在何が正しいかということだけで行くのがいいのかどうか非常に気になっている部分です。

ちょっと長くなるかもわかりませんが、基本的には事業系ごみが出てきたのも、確か

1970年の法律の大改正をやられた時に、産業廃棄物と一般廃棄物に2分割された。その時に事業系一般廃棄物というのも出てきたと記憶しております。

それまではすべてごみは汚物ということで、し尿を含めて一括で処理されていた。こういう歴史的経過があつて、一般廃棄物と産業廃棄物が出てきた。その一般の中に事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物と2つ出てきたと記憶しています。したがって、それまでは全部汚物という1つでやっていたので、事業系一廃についても、大体市町村が中心にやってきた。

今、事業系は大阪は非常に多いのですが、この中には確かに産廃もあると思います。それから、これはおかしいという事業系、これは排出すべきではないというものもあると思いますが、歴史的な経過で一括してやってきたということがあると思います。

もう1つは地域的に、関西は、1970年の法律ができる前から、焼却工場については機械式工場をどんどん建てて、大阪市を中心に周辺の都市も機械工場を建てられて、処理施設をかなり整備されてきたという歴史的経過があると思います。関東はそれが非常に遅れたために、ご存じのように、当時、東京のごみ戦争という大変な状況が起こって、向こうは非常に厳しい状況が推移した。

それ以降、地域処理という関係から見ても、関西のごみは、割合関西で焼却されて、大阪の埋立地、それから後、今から25、6前にはフェニックスができていますので、そこへ持って行って、かなり適正に処理がされてきたと思います。ところが、首都圏は、そういう施設が非常に遅れましたので、自分の地域から出ればいいということで、東京都の産廃とか事業系一廃が青森に行くとか、いろんなところへ行って、大変な問題を今でも引きずっているという状況があります。

こういう状況がある中で、今、単にごみの減量という立場だけで、関西の基幹都市である大阪が、そういうごみ行政だけをやればいいのかどうか。ここのところは一ぺんお互いに考えてみる必要があるのではないかと考えます。これからのごみ処理というのは、適正処理が1つの基本ですし、それから域内処理をしていくことが基本だと思います。市も財政的には困っていますので、適正な料金をもらう。このことは当然だと思います。ただ、問題は、そこで処理するのを、「これは事業系だから」あるいは「これは産廃だから、だめです」ということで外して産廃へ追いやった時に、産廃で今それだけの処理施設が本当にあるのかどうか。ここの問題を一ぺん点検する。

そして、そこで中間処理がされたとしても、その後、ちゃんと処分場へつながってい

るのかどうか。ここも非常に大事だと思います。少なくとも近畿の場合、市町村とか、あるいは産廃でもきちっとしたところで処理した分については、全部フェニックスに行っていますが、産廃は、半分ぐらいは不透明、非正規のところで処理されていると言われていて、そこは必ずしもフェニックスへ帰ってくるとは思えません。それは、近畿から岡山とか九州へ行ってしまう。これは絶対に避けるべきだと思います。

例えば焼却工場を1つ建てるというのは大変な事業ですし、ましてやこれが民間になりますと、ますますやりにくい。あるいは民間のほうは、公害防止設備については不十分な工場がありますので、そういうことを考えますと、今できたインフラを十分活用していくことが大事ではないかと思います。

最近の状況を見ていますと、周辺の衛星都市は、焼却工場の建て替えは三位一体の改革等がありまして無理だという状況もあります。大阪市は、関西の基幹都市として、これから廃棄物の適正処理あるいは域内処理に重点を置かれて、きちっとした料金をもらうことを基本にしながら、今、何が正しいかだけで一気に裁くのではなく、今までの歴史的経過を見てもらって、そしてもう少し長いスパンできちっとした対応を立てていくことを考えていただきたいと思います。

今回は緊急諮問ですので、これは早急に決断しないといけないことは十分わかっていますし、そのことはこういう答申で十分だと考えていますけど、その先の適正処理をどうするかということについても、少なくとも循環型に向けた清掃行政はどうあるべきかという立場で議論をしていただきたいなと思います。

#### ○藤田会長

事務局、重たい宿題をもらったと思います。先ほど書面でご意見をいただきました松本委員も、一部そういう意見を踏まえて述べられていると思います。これは非常に難しい問題だと思います。その「域」というのはどこなのかということも含めて、やっていけないといけない。しかし、一方では広域行政という考え方もありますし、そこはまた今後の課題ではないかなと思いますが、この審議会には諮問としてはもらわないほうがありがたいかなという気はしております。相当難しい問題を含んでいます。

そのほか、何かございますでしょうか。

#### ○大橋委員

長年、大阪市の事業系のごみをどう減らすかというのは、非常に大きな課題だったと思います。有料指定袋制度は、もちろん問題の部分はたくさん残っているかと思いますが

けれども、わかりやすさとか公平さとか経済的なインセンティブという部分からすれば、ここでしっかりこれを事業系ごみの削減に生かしていけるように続けていただきたいと思います。

#### ○藤田会長

ありがとうございました。女性の委員からは、やはりこういう方針をしっかりと堅持することと、もう1つは、努力している方には「こんなふうな成果が上がっておりますよ」という情報をきちっと伝えていかないと、努力しても甲斐がないと。特に家庭系の場合にはそういうことがあると思います。今後、こういう形で事業系に対してもごみ減量をどんどん進めていってほしいということであれば、やはりそれも同じようなことが言えるのではないかなと思います。

#### ○竹内委員

最後のところで、中間答申の130万トンの目標のままなのかなと思っていたのですが、120万トンという値が一応出てきましたので、ちょっとほっとしている次第です。目標数値は、他都市並みということで根拠を求められているわけですが、一方で、それを達成するためにどんな政策の効果がこれくらいあるという見積もりが、中間答申を出した時と同じように必要になってくるのではないかなと思います。

手数料有料化は、期待される政策手段の1つですが、大雑把な見積もりですが、10万トン減らすことを目標にすると、それだけでは足りないかもしれないし、これだけで達成しようとする結構高い金額水準を設定しなければいけないのではないかと考えています。9ページのあたりでは資源化可能物の焼却工場への搬入禁止、これはたぶん現時点ではやるかやらないかペンディングだという意味を込めて括弧書きになっていると思いますけれども、こういったものの効果も検討すべきでしょうし、もう1つは、目標年次ですね。今、10年後と言っていますが、平成21年度を基準にして10年後なのか、平成23年度を基準にして10年後なのかというあたりも含めて、今後、さらに一歩踏み込んで明確にしていってほしいのではないかと思います。

もう1点は、参考資料として付けられていましたごみ量の比較ですね。これは、ごみの総量を1人当たりにした場合と、事業系ごみが多いということで、事業所当たりにして計算してみるという比較が載っているわけですが、事業所当たりと言いますが、規模も違うし、生産性も違います。あっ、規模は換算しているのか。事業所に働いている人の数で割っているんですかね。ちょっと私もよくわからないですが、も

し事業所数で割っているのだったら、規模とか生産性も勘案されていないのではないかと思いますので、例えばですけれども、付加価値ベースで計算してみる。生産された付加価値当たりのごみ単位を計算してみる。例えば温室効果ガスの国際比較をする時なんかは、1人当たりの比較をしたり、GDP当たりの比較をしたりするわけですがけれども、それと似たような考え方で指標をつくってみる。景気が落ち込むと、ごみは減量するわけですがけれども、それは見かけ上のものであって、必ずしも付加価値ベースで減っているわけではないということを考えましても、いい資料なのではないかなと思います。

#### ○藤田会長

村田先生も言われましたが、参考資料、統計の問題があつて、必ずしも的確に数値が出てきていないということもあると思いますけれども、事務局としては研究課題の1つとしてとらえていただければと思います。

#### ○山際委員

19ページからの「ごみ減量・リサイクルの促進に向けたごみ処理手数料について」。表現と組み立てだけの問題ですが、アイウエオという形で分類されていますが、イで有料指定袋制度の検討があつて、オは許可業者の収集するアパート・マンション。

これは、「有料指定袋の検討にあたり」と。ウとエは、有料指定袋には直接関係がない話なので、アイウエオという並列は、並列になっていないような感じがちょっといたします。ここだけ表現を変えられたほうがいいのか。おそらくオは、イの一部なのか。アイウエは、確かにそれぞれ独立した項目と言えるけれども、オは特殊という感じがいたします。

もう1点、これは意見ですが、中・長期的な話の中で、メタンガス発酵による云々というのを9ページの②に書いておられます。生ごみのリサイクルの問題は、実際には大阪市内では解決がつかない話で、この近辺ですと堺のリサイクル工場に出したり、奈良あたりの再生業者さんをお願いしたりとか、いろんなリサイクルルートがあるんですが、はっきり申し上げて大阪市内にはリサイクルルートがないのが現状です。

その場合に、これが法律上可能かどうかは私はわかりませんが、例えば焼却施設のメタンガス自体、今のイメージではごみ処理場というイメージでしょうけれども、それそのものをリサイクルしていると言い切ることはできないのかどうか。今、法律の兼ね合いでできないのかもしれませんが、そういうご検討もいただいて、逆

に大阪市がリサイクル事業をやっているという発想はできないのかなとちょっと考えておりました。これは意見でございますので、検討の余地があれば、ご参考にしていただきたいなと思います。

#### ○藤田会長

また1つ研究課題をいただいたようです。

#### ○吉田委員

ごみゼロリーダー、ありますね。これは私たちマンションの中で、家庭のほうで、報告ということ、もう少し回覧とかをして、以前から言っています末端のほう、ここであったことを勉強する意味も含めて、ごみゼロリーダーの方をもう少し活用していただけたらなと思います。

私もここへ来まして勉強になりましたのは、45リットルの袋1枚が15kgとかいうこと。皆さん方は、今まだ黒い袋から白い袋に変更になった時点です。白い袋にはなっているんですが、まだ黒い袋に二重にカバーして、「上を白にすれば持っていってくれるよ」という話もあります。家庭の主婦でも、かなり勉強してわかっている人と無関心の人とあります。袋1つをとりましてもけっこう勉強になりましたので、これを私の範囲内では報告しますけれども、もっともっと大きく広げていただけたらいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○村田副会長

吉田さんから貴重なご意見をいただいたと私は思っています。ここに来られているからわかったんだと。来られていない、あと3,999人のごみゼロリーダーさんは、わかっていない。そういったことにならないように。そういう意味で、私は先ほど、ごみゼロリーダーのシステムに何か手当てが必要ではないかと。今後の課題と言え、それはそうなんですけど、同時に、花嶋先生が言われたのも非常に重要なことで、今日か明日、裁判員制度が始まりますね。裁判員制度というのは、いわゆるアメリカの陪審員。陪審というのは、民主主義の基本なんですよね。日本は、お上裁判、お上のほうが間違いないんだ、専門家に任すべきだと。

ごみも同じようなことなんです。速報値が遅いじゃないかというご指摘だったんですけど、情報を公開してほしいということがこの「答申（案）」に全然出ていないんですよ。透明性を高めますよと。これは緊急答申だから、あるいは廃棄物だからということではなくて、市政全般につながることで、やはり一言何かほしかったかなあと

いう感じがするのですけど、どうでしょうか。

#### ○深津課長

今、村田先生からご指摘いただきました、情報の開示なり透明性の確保というのは、当然、私たちも必要だと思っております。確かにこの文章の中に具体的にあらわれている部分がないようですので、そのへんについては検討させていただきたい。

もう1点、花嶋先生から、速報値がまだ出ていないのかという厳しいご意見をいただきました。実は、私どもの集計につきましてはIT化が進んでおりませんで、かなり手作業の部分もまだ残っております。非常にお粗末な話で、申し訳ございません。一気にIT化を進めますと、予算的なこと等問題があるということで、なかなかできない。

ただ、おっしゃっていますように、これからごみ減量を市民の皆さん、事業者の皆さんにお願いする時には、的確な情報、適時適切な情報開示が当然必要になりますので、その点につきましてもできるだけ早くやりたい。そういったことについては改善するように努力させていただきたいと思っております。

もう1点、竹内先生から、どこから数えて10年間かということでございましたけど、私どものほうで今整理させていただいておりますのは、「政策推進ビジョン」とのかかわりもございまして、基本的には平成19年を基準年に置きまして、平成20年度から数えております。ですから、「推進ビジョン」の23年は、4年後というイメージになります。今回の10年間というのは、大体平成29年か30年というイメージで10年間をとらえております。

#### ○藤田会長

それはどこかで書かないといけないのか、そのへんのところは事務局にお任せしたいと思えます。

#### ○田村委員

たぶんごみ減量目標値というのが、今後、露出してくる部分が多いのかなと思えます。それで、参考資料の図ですが、最初にぱっと見た時は、なんとごまかされたような気がする図だろうと思ったんです。1事業所1日当たりに計算することで、「そんなにめちゃくちゃ突出したわけでもないよ」という印象を与えるためにわざわざつくったのかなと思って、何かごまかされたのかなと思ってよくよく考えたんですけど、こっちのほうがかえってわかりやすいのかなと。小さい事業所でも大きい事業所でも、とにかく平均まで持っていこうと思うと、二十数%減らすんですね。小さいところも大きいところ

るも、事業所単位で考えて、「二十数%、皆で頑張っで減らしていきましょう」みたいな意味では、逆にわかりやすいのかもしれないと思いました。へたに「多いところは」とか「生産性が高いところは」とか言うよりも、「一律に二十数%を目標に減らしていきましょう」と言うほうが、減らした効果も実感しやすいのかなと思いました。

それで改めて考えてみると、二十数%の減量を事業所でというのはけっこう難しいので、まずは紙を抜くとか、生ごみを抜くとか、抜きやすいものを確実に抜けるような方策を一緒に示して、二十数%という数字を示していくといいのかなと思います。

### ○村上課長

ごみゼロリーダーの関係ですけれども、今ご指摘いただいているところは、まったくそのとおりだと思っています。15年にごみゼロリーダーという制度を立ち上げて、地域での普及啓発をやっていたとすることでお願いしているんですが、逆に当局側からごみゼロリーダーの方に対する情報発信についても、もっと手厚くといいますか、わかりやすくして、ごみゼロリーダーの方の理解度を上げていただくことによって、地域でより説明していただけることになろうかと思っています。

実は、今、ごみ減量に係るDVDを推進員さん 4,000人に渡せるように作成しています。それを推進員さんにお渡しして、中身の説明をし、ご理解いただいて、その上でそういうものを活用して地域の方に普及啓発をしていただきたい。むしろいろんな言葉でやるよりも、今の時代、映像のほうが理解をしていただきやすいのかなということで準備をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

### ○花嶋委員

今、ごみゼロリーダーさんの話が出たんですけれども、実は事業系ごみの減量化を目指そうと思うと、一番大変なお仕事を担わなければいけないのは、事業系ごみの収集に行っていらっしゃる許可業者の作業員さんだと思うんですね。

というのは、「なんでこんなことせなあかんねん」と排出事業者さんから言われた時に、ただ運んでいるのではなくて、「こういう仕組みに変わったんですよ」とかいうことを、立場はどうあれ、納得してある程度説明ができないといけないと思います。それを許可業者さんだけ、事業者さんだけに頑張れというのは大変だと思うので、そのへんの教育みたいなものとか、あるいはDVDみたいなものとか。なんでこんなことをする必要のあるのか、どうしてこういうふうに仕組みが変わったのか、それからごみを扱う仕事がどれだけ社会の中で重要なことなのかを伝える教育が実は抜けているのではない

かと思うので、22ページの「その他の留意点」みたいなところに、許可業者のスキルアップの手助けをするようなことも入れてはいかかなと思います。

#### ○藤田会長

事務局、いかがでしょうか。排出事業者に対する丁寧な説明に関しては、どこかで記載していたようには記憶していたんですけども、当然ながら許可業者の方々にも何らかの形で説明をしていくというか、協力を求める。たぶんそのあたり、文章としては「市民、事業者との協働」とか、そういう書き方にせざるを得なかったところはあるのですが、何か事務局、ご意見ございますでしょうか。

#### ○縣事業系ごみ減量担当課長

おっしゃるように、許可業者の皆さんにも一定ご理解いただいた上で、ご協力いただくことが必要になってくるかと思うんですけども、それ以上に、やはり直接排出者の皆さん自身をご理解をいただいて、きちっと排出をいただければ、許可業者の皆さんにもそのまま収集していただけるという状況があらうかと思います。現在、例えば廃棄物の適正処理、適正区分ということで、混入した廃棄物の排除等の取り組みもやっているわけですけども、そういう観点におきましても、やはり排出事業者の皆さんに対しての指導をきっちりやっていきたいということを主眼に考えております。どちらかと言いますと、直接排出事業者の皆さんにきちんとご理解いただくのが重点ということで、今後もそういった点を十分考慮した上で進めていくことになるかと考えております。

#### ○藤田会長

その他、何かご意見等ございませんでしょうか。

#### ○小川委員

諮問そのものはそれでいいような気がするのですが、いつ見ても事業系ごみの1人当たりの数字というのは積然としないですね。何の原因でこんなことになっているのか、どうもわかりづらいといいますかね。いろんな理由があるのでしょうか、例えば堺市と比べて3倍違うでしょう？ こんなばかなことがあっていいのかという気がしますよね。もうちょっと本来の原因を追求する必要があるような気がします。

恐らく決定的に違うのは、許可業者さんの数が圧倒的に他都市と違うんですね。大阪市は多いんです。それが一番大きな違いのような気がします。それで何が結果的に出てくるかと言うと、事業者のごみがきめ細かく収集されているわけですよ。ほかの都市は、きっとそれだけきめ細かく収集されていないので、一般廃棄物が産業廃棄物になっ

ていると思うんです。逆があるかもわかりませんが、何かそんなことが原因のような気がするのですが、今後、また同じような問題が出てくると思うので、本当に何が原因なのかをもうちょっと詰める必要があるような気がしますね。

これは、だれが見ても何か変だなあとと思います。日本全国同じようなことをやっているはずなんです。会社だって、みんな一緒だと思うんです。そんなに大阪だけが変わっているはずがないので、何となく釈然としないですね。

## ○藤田会長

今の件につきましては、今後とも研究課題、統計の取り方も含めてでしょうけど、そこは非常に難しいところもありますし、特に夜間人口で割ると、またそれが微妙に変わってしまうという問題もあると思います。そのへんのところについては、答申とは別にしまして、今後とも事務局でご検討いただきたいと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

予定していた時間がほとんどなくなってしまいました。先ほど来、委員の方々からご意見いただきましたが、ごみ減量の目標値、あるいは、それに向かっていろんなことをやっていくわけですけれども、「答申（案）」につきまして、基本的にはこれでよろしいと。ただ、文言の問題とか、少し配列の問題も工夫が必要なかもしれないということ。それから、例えばごみゼロリーダーに対する記載の問題とか、少しご意見が出て、文章として手直しをする必要があるところも出てきましたけれども、大きくはずれないだろうと思っております。

大阪市が施策を検討・実施するに当たっては、「答申（案）」にもありますように、丁寧な取り扱い、あるいは現下の社会経済状況等も総合的に考慮するということが書かれておりますので、このことにつきましては大阪市の事務局の判断に委ねざるを得ないと思っております。私としましては、本審議会はこれからの大阪市のごみ減量・リサイクルの推進に向けて答申を行うことが重要であると思っておりますので、少し文言の訂正等がございますけれども、一応この案の骨子を原則として「答申（案）」にしたいと思っております。委員の皆様方からご賛同いただけるとありがたいと思っております。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、審議会はこういう形で「答申（案）」をまとめたということになります。もちろん、先ほど来のご意見等も踏まえまして、文言等の修正は適切に直していくこと、最終案は委員の皆様方にも事前にお見せすることになると思っておりますが、一応これで

「答申（案）」をまとめたということにしたいと思います。

事務局としまして、今後のステップを持っておられると思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

#### ○深津課長

ありがとうございました。あとは文言の修正等をいたしまして、委員の皆様方にお知らせした上で、藤田会長から市長に答申をいただくということで考えております。ただ、日程につきましてはこれから調整させていただきますので、適時、委員の皆様方にお知らせしたいと考えております。

大阪市としましては、今回の答申を受けて慎重に検討いたしまして、具体的な施策方針をできるだけ早いうちに定めていく必要がございますので、また定まり次第、皆さんに、大阪市としてはこういう決意で、こういう方向性で取り組んでいくということをお知らせさせていただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○藤田会長

今後はそういう運びになるということでございますので、どうかよろしくご了解願ひたいと思います。

それでは、大阪市からの諮問につきましての審議会は、今回で任務終了となります。この間、委員の皆様方には、円滑な審議、それからかなりタイトなスケジュールであったと思いますけれども、ご協力いただきまして本当にありがとうございました。特に村田副会長におきましては、手数料部会のとりのまとめ、確か6回、短期間に集中したということでございますので、本当にご苦労さまでございました。会長としましては、皆様方にお礼を申し上げるとともに、また今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、事務局、よろしくお願ひします。

#### ○深津課長

本日は、委員の皆様方には、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。ただいま藤田会長からございましたように、本日で今回の諮問の審議は終了となります。皆様方に一言お礼を申し上げたいと思います。

非常にタイトな時間の中で、非常に重い内容でございましたけれども、真摯なご議論をいただきましてここまでまいったということで、感謝申し上げます。大阪市としましては、この答申の趣旨を踏まえまして、具体的な施策を早急にまとめて実行に移してまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

これで閉会させていただきます。本当にありがとうございました。

閉 会 午前12時